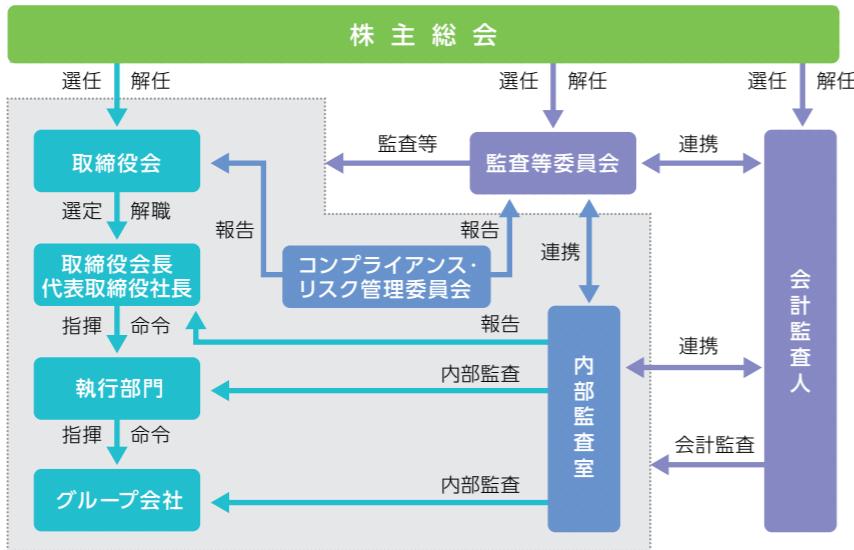


コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する考え方

ホシザキは、経営の透明性、効率性の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーの立場にたって企業収益、価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針およびその目的としています。



コーポレート・ガバナンス体制の概要

● 取締役会

取締役会は、当社の業務に精通した社内出身の取締役と、上場会社の経営経験や法務、会計の専門性を有する社外取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるようにつとめています。現在、取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名で構成し、監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役2名で構成され、取締役会の社外取締役比率は3分の1以上となっています。

取締役会は、毎月定期的に開催され経営に関する意思決定機関として、グループ全体の経営方針・経営戦略の立案と業務執行の監督をおこなっています。取締役会は、当社グループ事業に精通している取締役と経営全般における豊富な経験と高い識見を有する社外取締役

が、慎重な議論を経て事業経営に関する迅速かつ正確な経営判断をおこなっています。

● 監査等委員会

監査等委員会は、十分な社内知識を有する取締役と法務、会計の専門家としての豊富な経験・知識を有する社外取締役が活発な意見交換をおこない、公正に取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を監視し、監査しています。

● 執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入し、取締役の意思決定機能と執行役員の業務執行機能を明確にすることによって、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制に関する取り組み

ホシザキは東京証券取引所が2015年6月1日に定めた「コーポレートガバナンス・コード」の各原則についての対応をおこなっています。取り組み内容の一部は、

[コーポレート・ガバナンス報告書](https://www.hoshizaki.co.jp/ir/management/pdf/governance.pdf) ▶ <https://www.hoshizaki.co.jp/ir/management/pdf/governance.pdf>

コンプライアンス

コンプライアンス基本方針

ホシザキグループは、コンプライアンス基本方針を以下の通り定めています。

- 1 食環境に関わる企業グループが持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し健全かつ適切な業務運営を通じて、社会からのゆるぎない信頼の確立を図っていきます。
- 2 正確な情報(商品情報・企業情報)の積極的かつ公正な開示に努め、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会から評価が得られる透明性のある経営に徹していきます。
- 3 法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に反すことのない誠実かつ公正な企業活動を遂行していきます。
- 4 國際社会に通用する高い倫理観を備えた良き市民として使命感を持ち、内外の経済・社会の発展に貢献していきます。
- 5 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨み、決して妥協はいたしません。

コンプライアンス・リスク管理委員会

ホシザキは、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しています。当社法務部が委員会の事務局となって、コンプライアンスの取組全般について企画立案を行い、委員会で決定した

事項の実行の実を上げるため、法務担当執行役員をコンプライアンス・リスク管理統括責任者に任命するとともに、各部門およびグループ各社にコンプライアンス・リスク管理責任者と副責任者を設置しています。

コンプライアンス研修

ホシザキグループでは、コンプライアンスの社内浸透を図るために、全社員に「ホシザキコンプライアンスハンドブック」を配付するとともに、毎年1回、コンプライアンス研修をおこなっています。

2020年には、ガバナンスやコンプライアンスのさらなる強化に向けて法務部を設置するとともに、法務部が販売会社やグループ会社のマネージャークラスにコンプライアンス研修をおこなう体制へと変更しました。研修を受講したマネージャーが部下に教える「カス



研修の様子

ケードダウン方式」をとることで、マネージャーの学習促進と部下の理解促進の強化を同時に図っています。海外では、地域統括機能を強化するため、各拠点において海外管理責任者の配置をおこない、本社と地域統括会社が連携しながら各社でのコンプライアンス浸透を支援しています。

内部通報制度

ホシザキグループは内部通報制度を設けています。通報者は、通報や相談の内容にあわせて、社内窓口である法務部、または社外窓口として顧問弁護士とは別の弁護士を選ぶことができます。内部通報の内容については1件ずつ「内部通報検討会」において検討し、対策を実施するとともに、その結果をコンプライアンス・

リスク管理委員会や経営会議に報告しています。

「内部通報検討会」は、取締役1名と執行役員3名からなる常任委員などから構成されており、より多角的な視点からの検討を可能とするため、女性アドバイザー・グループの参加も実施しています。

情報セキュリティ

当社グループでは、「情報管理規程」に情報の機密区分などを定め、情報システム部がセキュリティ管理をおこなっています。情報セキュリティ上の問題発生時には、情報システム部へアラートが送られ、情報漏洩などを防ぐ体制を構築しています。また、サイバー攻撃に対する対策としては、24時間365日対応の外部監視サービスを導

入や、2020年度には、クラウドシステムへの移行を進めるとともに、セキュリティ向上対策を実施しました。海外においては、IT部門を設置しているグループ会社では国内と同等レベルの情報セキュリティ管理をおこない、IT部門のないグループ会社では現地ベンダーとの連携によるセキュリティ向上を図っています。